

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

改正法附則第2条第2項を次のように改めること。

政府は、この法律の施行後速やかに、労働者が、雇用形態にかかわらず、その意欲及び能力に応じて多様な働き方を選択し、その能力を十分に発揮して充実した職業生活を営むことができる社会の実現のための取組を一層推進するため、労働者の解雇に関する法制度を含めた労働に関する法制度の在り方について、これに関連する社会保険制度の在り方と併せて、抜本的な見直しを行うものとする。

(改正法附則第2条第2項関係)